

## 浴槽水

関係法令

\* 公衆浴場における水質基準等に関する指針より

【原水、原湯、上がり用水、上がり用湯】

項 目	基準値
色度	5度以下であること
濁度	2度以下であること
水素イオン濃度	5.8～8.6であること
過マンガン酸カリウム消費量	10mg/L以下であること
大腸菌群	50m Lに検出されないこと
レジオネラ属菌	10CFU/100mL

【浴槽水】

項 目	基準値
濁度	2度以下であること
過マンガン酸カリウム消費量	10mg/L以下であること
大腸菌群	1個/mL以下であること
レジオネラ属菌	10CFU/100mL未満であること